

【 多職種研修会 当日スタッフ役割要領 】

○アイテム（センター前日搬入）

- ・受付用名簿 10 枚
（名簿係 2 枚＋予備 1 枚，懇親会係 2 枚＋予備 1 枚，案内・説明係 4 枚）
- ・配布用の名簿 270 枚
- ・受付用ボールペン 4 本
- ・蛍光ペン 4 本
- ・電卓 2 台
- ・領収書（懇親会出席者用）
- ・つり銭
- ・金庫（ホテルから借用）
- ・模造紙 30 枚
- ・付箋，マジック赤 30 本，マジック黒 30 本，ボールペン 243 本
- ・テープ 30 本（終了後に付箋を模造紙に張り付ける）
- ・ノートパソコン，レーザーポインター，IC レコーダー
- ・配布資料（次第，事例，パワポ，アンケート）270 セット
- ・名札（受付に準備分と席に準備分）
- ・アンケート回収箱

○受付の流れ

- ・名簿係（2 名×2 班）～包括①，イカ②，センター①（佐藤）
名前の聞き取り→名簿と突合・懇親会のチェック→参加者へ名簿を渡す
※懇親会参加者は懇親会係へ
- ・懇親会係（2 名×2 班）～MSW①，居宅①，センター②（川村，長谷川）
名前の聞き取り→3500 円受領・領収書渡す
※GW 不参加で懇親会出席者は，ここで名札と配布資料を渡し，会場後ろの
フリー席に案内する
- ・案内・説明係（2 名×2 班）～訪看②，訪リハ②
適宜，参加者を会場に誘導・説明する
- ・受付終了時点で，欠席者と懇親会の参加者の参加者数・合計金額を確認
（センター：川村，佐藤，長谷川）

*口頭で，クロークはないので室内のハンガーを使用して頂くよう説明する

*座席には，名札と資料をあらかじめ置いておく

○会場設営

- ・受付設営→MSW①, 居宅①, 包括①, イカ②
受付席 8 席確認, 表示貼り付け
受付用名簿 10 枚, 配布用名簿 270 枚, 受付用ボールペン 4 本, 蛍光ペン 4 本,
電卓 2 ヶ, 領収書, つり銭, 金庫, GW 不参加者名札と配布資料

・会場設営

GW の島の設営

- 老施協②, 柔道②, 函鍼連②, センター③, 訪看②, 訪リハ②, 相談員④
模造紙 1 枚, 付箋 50 枚程度ずつ, マジック各 2 本, ボールペン GW 人数分
テーブルにNo.スタンド (ホテルで準備)
名札, 封筒 (配布資料~次第, 事例, パワポ, 名簿, アンケート) 配置
GW の島の数と座席数の確認
GW 不参加者の座席数の確認

会場全体

- 中村副部長, 高畑, 京谷, 高柳
横断幕の確認
ステージ・司会・スクリーン・プロジェクターの配置確認
マイク 5 本
司会, 演者, 発表者席の確認, 表示貼り付け

○研修会中の動き

- 老施協②, 柔道②, 函鍼連②
着席スタート時点で, テーブルスタンド撤去
GW 時の発表時のマイク回し
写真撮影

○後片付け

- メンバー全員
アンケートの回収 (受付にアンケート回収箱準備)
懇親会欠席者の名札回収
模造紙は丸めて, 付箋をテープで張り付けて回収
その他消耗品の回収
会場内の忘れ物の確認と回収
懇親会会場への案内 (上着の持参声かけ)

○懇親会

- 立食____テーブル, ステージ, マイク位置の確認
上着は 3 階会場から持っていく (ハンガー確認)
参加者数の確定, 懇親会の内金支払
懇親会終了後, 名札回収

《 多職種研修会参加取りまとめ状況 》

1月18日現在

団体名	全体数	GW参加	懇親会参加
函館市医師会	10	5	8
一般社団法人 函館歯科医師会	15	14	15
一般社団法人 函館薬剤師会	9	9	8
公益社団法人 北海道看護協会 道南南支部	44	44	4
道南在宅ケア研究会	5	5	4
函館地域医療連携実務者協議会	10	7	10
一般社団法人 北海道ソーシャルワーカー協会 南支部	30	30	9
北海道柔道整復師会函館ブロック	11	10	11
函館鍼灸マッサージ師連携会	13	12	13
函館市居宅介護支援事業所連絡協議会	30	30	10
函館市地域包括支援センター連絡協議会	30	30	18
函館市訪問リハビリテーション連絡協議会	8	8	2
道南訪問看護ステーション連絡協議会	9	9	3
道南地区老人福祉施設協議会	28	28	9
行政（渡島総合振興局）	2	2	0
事務局（部会メンバー・センター職員他）	16	0	16
合計	270	243	140

6 関係職種を紹介

職 種	働いている場所・機関	仕事内容・役割
医師	病院・診療所 施設（入所・通所）	診察・治療・薬の処方などを行い、病気や健康状態の管理をします。かかりつけ医として、定期的な訪問診療や急な往診にも対応し、本人や家族主体の医療を提供します。
看護師	病院・診療所 施設（入所・通所） 訪問看護ステーション	医師の診察・治療を行う際の補助や、病気や怪我のケアをします。また、ご自宅に伺い健康状態の確認、必要な医療処置、入浴・排せつなどの日常生活の介助、栄養指導、リハビリ等もします。
保健師	保健所・市役所	地域住民に対して、健康増進や病気の予防・早期発見を目的に健康相談や保健指導などを行います。
歯科医師	病院・歯科医院	歯の治療・保健指導・健康管理などをします。かかりつけ歯科医として、寝たきりや施設に入所し歯科医院に通えない方のために、訪問して虫歯の治療だけではなく、入れ歯や口の中の状態をチェックする検診や口腔ケアをします。
歯科衛生士	病院・歯科医院 施設（入所・通所）	歯科医師の診察・治療を行う際の補助や、口の中の清掃・機能低下予防の指導など、口の中の健康を支え『食べる楽しみ』のお手伝いをします。
薬剤師	病院 調剤薬局	処方箋による調剤の他、処方された薬の説明や、残薬管理、飲み合わせ・副作用等の相談にのり助言します。また、ご自宅に薬を届けるだけではなく、服薬カレンダーのセットや、薬が飲みにくい場合の工夫・提案もします。
管理栄養士・栄養士	病院・診療所 施設（入所・通所）	医師の指示に基づき、本人の状態に合わせて栄養・食事に関する必要な情報や、食事療法に関する相談・指導をします。施設においては、食事計画等を作成し、栄養状態や身体機能の維持・向上を図ります。
リハビリスタッフ	病院・診療所 施設（入所・通所） 訪問リハビリ事業所 訪問看護ステーション	<p>【理学療法士】 病気や怪我などで身体に障害のある方や、障害の発生が予測される方に対して、様々な運動等により日常生活に必要な体力をつけたり、動作能力の改善を図ります。</p> <p>【作業療法士】 身体や精神に障害のある方や、障害の発生が予測される方に対して、様々な作業活動等により諸機能の回復・維持・開発を目指し、心と身体の機能改善を図ります。</p> <p>【言語聴覚士】 言語や音声・発音、聴覚、認知などの機能が損なわれて起こるコミュニケーション障害の方、食べたり飲み込んだりすることなどに困難がある摂食・嚥下障害の方や、障害の発生が予測される方に対して、テストや検査を実施し評価を行った上で、必要に応じ訓練・指導・助言等を行います。</p>

職 種	働いている場所・機関	仕事内容・役割
柔道整復師	病院・整骨院 施設（入所・通所）	骨折・脱臼・捻挫・打撲・肉ばなれなど、各種損傷に対して手術などの外科的方法ではなく、人間の持つ自然治癒力を最大限に発揮させて施術します。また、歩行が困難になった高齢者の自宅や施設に訪問し施術したり、在宅・施設・整骨院内の機能訓練指導員として、日常生活を営むために必要な機能改善や、現状能力の維持・減退防止のために訓練します。
鍼灸師・マッサージ師	病院・整骨院 鍼灸マッサージ院 施設（入所・通所）	はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の3つの国家資格を合わせ持つ専門家で、現代医学的や伝統医学的な視点から鍼灸・マッサージ施術を行い、様々な疾病の治療や健康増進を促します。また、歩行が困難になった高齢者の自宅や施設に訪問し、医師の同意書により治療やリハビリを行います。
相談員	病院・診療所 施設（入所・通所）	<p>【医療相談員（医療ソーシャルワーカー）】 医療機関の中で、本人や家族の抱える経済的・心理的・社会的問題に関する相談にのり、安心して退院後の在宅生活が送れるようケアマネジャーや、他の専門職と連携して問題を解決・調整し、社会復帰の促進を図ります。</p> <p>【施設(生活)相談員】 施設の中で、本人や家族の抱える経済的・心理的・社会的問題に関する相談にのり、ケアマネジャーや、他の専門職と連携して問題を解決・調整し、生活の質の向上に努めます。</p>
地域包括支援センター職員	地域包括支援センター	<p>主な設置主体は市町村等各自治体で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートします。</p> <p>【社会福祉士】 消費者被害や高齢者虐待の防止など高齢者の権利を守るために関係機関との連携を図りながら相談・支援をします。</p> <p>【保健師】 高齢者が健康な生活を送れるようサポートし、介護予防のための助言・指導をします。</p> <p>【主任ケアマネジャー】 地域のケアマネジャーからの相談を受け、助言・指導を行うなどの後方支援を行う他、地域の社会資源の発掘や医療機関などを含めた様々な関係機関とネットワークを構築します。</p>
ケアマネジャー	居宅介護支援事業所 施設(入所)	介護保険利用者の方がその人らしく暮らすことが出来るよう、本人や家族の相談にのり、ケアプランを作成し、医療機関・介護サービス事業者や施設内の多職種との調整をします。
介護スタッフ	訪問介護事業所 施設（入所・通所）	高齢者や障害者の方がその人らしく暮らすことが出来るよう、介護計画等に沿って、食事・着替え・入浴などの介助、洗濯・買い物などの生活援助や、通院・リハビリの付添を行います。
福祉用具専門相談員	福祉用具貸与・販売事業所	介護保険を適用して福祉用具を利用する際に、選定や使い方などの相談・調整を行います。